

知財の広場

商標の機能について

INPIT 知財総合支援窓口で商標の相談にいらっしゃる方に対して、わかりやすく説明するために資料を提示して説明しています。今回は、商標権、ブランディング、ネーミング・ロゴについて私なりに整理したので、その説明をします。

商標権

ブランディング

ネーミング・ロゴ

■ネーミング・ロゴ

商品、サービス、企業、プロジェクトなどに、名前・ロゴ(総称して「マーク」)を付ける行為

■ブランディング

マークの下で提供されている商品やサービスの市場における評価や提供する企業の経営活動の在り方などが対象となる。すなわち、価値の対象、取引の対象となる顧客誘引力の源泉は、マークの色やロゴそのものではなく、**ブランド・イメージ**という言葉に象徴されるように、そうしたマークが表すイメージの総体。

■商標権

ブランディングされたマークを、商標権を取得した商品・サービスの市場で独占して使用できる権利、他人からマークの使用停止を求められなくする権利